

申請者による重要事項確認書

年 月 日

土庄町長 様

補助申請者 住 所

氏 名

印

(氏名自書のこと、印は交付申請書と同一印を押印のこと。)

下記、内容について相違ありません。相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けること、または補助金を返還することについて、異議を申し立てません。

【申請者の全てに確認が必要な項目】 (「はい」または「いいえ」を自筆で囲んでください。)

1	土庄町合併浄化槽設置事業補助金申請は初めてで、過去に申請したことがある場合、補助金の交付を受けられないことを理解しています。	はい	いいえ
2	各添付書類の写しは原本と相違ありません。また、添付書類の訂正や追加をしたときは、遅滞なくその写しを提出します。	はい	いいえ
3	合併処理浄化槽設置を予定する土地については申請者の所有物である。または、他に所有者がある場合は、申請者の設置についての承諾を受けています。	はい	いいえ
4	申請当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できない場合には、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	はい	いいえ
5	申請者は、暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者には該当しません。	はい	いいえ
6	補助申請後は住居部分を店舗等に改良しません。店舗等併設住宅の場合、補助金の対象となる部分は住居部分ということを理解して申請しています。	はい	いいえ
7	補助金額の決定を受けた場合でも、国または県の制度変更による年度途中での補助金額変更があることを理解しました。	はい	いいえ
8	浄化槽を設置するに当たり、浄化槽に対する正しい知識を理解するために浄化槽設置者講習会へ参加し、修了証書の写しを実績報告書へ添付しなければならないことを理解しています。	はい	いいえ

【合併処理浄化槽に転換した場合における既設単独浄化槽または汲取り便槽を撤去しない理由】

(該当する場合は、□に☑を入れてください。)

- 既設槽を撤去すれば、既設建造物に影響が出るため、今回の設置工事では撤去できません。
 - 既設槽の設置場所が手狭なため、重機回送等、撤去工事を行う十分な用地が確保できません。
 - その他の理由 ()
- ※ 上記いずれの場合でも撤去可能になれば、既設槽を撤去し、産業廃棄物として適切に処理します。

【補助金申請手続きの代行を依頼する場合の確認項目】 (該当する場合は、□に☑を入れてください。)

- 私は、この補助金にかかる手続きを次の者に代行させます。

手続代行者 (この欄は手続代行者において記入すること。活字・ゴム印によるものも可とする。)

事 業 者 名	
住 所	
代 表 者 職 氏 名	

記 載 例

申請者による重要事項確認書

年 月 日

土庄町長 様

補助申請者 住 所

氏 名

印

(氏名自書のこと、印は交付申請書と同一印を押印のこと。)

下記、内容について相違ありません。相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けること、または補助金を返還することについて、異議を申し立てません。

【申請者の全てに確認が必要な項目】 (「はい」または「いいえ」を自筆で囲んでください。)

1	土庄町合併浄化槽設置事業補助金申請は初めてで、過去に申請したことがある場合、補助金の交付を受けられないことを理解しています。	はい	いいえ
2	各添付書類の写しは原本と相違ありません。また、添付書類の訂正や追加をしたときは、遅滞なくその写しを提出します。	はい	いいえ
3	合併処理浄化槽設置を予定する土地については申請者の所有物である。または、他に所有者がある場合は、申請者の設置についての承諾を受けています。	はい	いいえ
4	申請当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できない場合には、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	はい	いいえ
5	申請者は、暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者には該当しません。	はい	いいえ
6	補助申請後は住居部分を店舗等に改良しません。店舗等併設住宅の場合、補助金の対象となる部分は住居部分ということを理解して申請しています。	はい	いいえ
7	補助金額の決定を受けた場合でも、国または県の制度変更による年度途中での補助金額変更があることを理解しました。	はい	いいえ
8	浄化槽を設置するに当たり、浄化槽に対する正しい知識を理解するために浄化槽設置者講習会へ参加し、修了証書の写しを実績報告書へ添付しなければならないことを理解しています。	はい	いいえ

【合併処理浄化槽に転換した場合における既設単独浄化槽または汲取り便槽を撤去しない理由】

(該当する場合は、□に☑を入れてください。)

- 既設槽を撤去すれば、既設建造物に影響が出るため、今回の設置工事では撤去できません。
 - 既設槽の設置場所が手狭なため、重機回送等、撤去工事を行う十分な用地が確保できません。
 - その他の理由 ()
- ※ 上記いずれの場合でも撤去可能になれば、既設槽を撤去し、産業廃棄物として適切に処理します。

【補助金申請手続きの代行を依頼する場合の確認項目】 (該当する場合は、□に☑を入れてください。)

- 私は、この補助金にかかる手続きを次の者に代行させます。

手続代行者 (この欄は手続代行者において記入すること。活字・ゴム印によるものも可とする。)

事 業 者 名	
住 所	
代 表 者 職 氏 名	

